

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20260910製局第4号
令和8年9月17日

一般社団法人日本ジュエリー協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和8年9月10日付け警察庁丙組組一発第91号及び警察庁丙備企発第76号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和8年9月10日付け外務省告示第284号及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和8年9月10日付け国家公安委員会告示第42号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、I S I Lその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

【連絡先】

責任者：製造産業局生活製品課長 野田

担当者：尾畑、山下

電話：03-3501-0969

メール：bzl-seikatsuseihinka-nichiyouhin@meti.go.jp

機 密 性 1

警察庁丙組組一発第 91 号
警察庁丙備企発第 76 号
令和 8 年 9 月 10 日

金融庁総合政策局長
金融庁企画市場局長
金融庁監督局長
総務省自治行政局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
財務省大臣官房総括審議官
財務省国際局長
国税庁次長 殿
厚生労働省雇用環境・均等局長
農林水産省大臣官房総括審議官
（新事業・食品産業）
農林水産省経営局長
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務・サービス審議官
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察庁警備局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 219）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 8 年 9 月 10 日付け外務省告示第 284 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和 8 年 9 月 10 日付け国家公安委員会告示第 42 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第

228号)及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号。以下「財産凍結法」という。)により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正によって更新された制裁対象者リストについて該当する顧客の有無を直ちに確認し、その結果、該当する顧客を把握した際には、同顧客の資産に移動が生じないよう必要な措置を執り、当庁警備局警備企画課(電話:03-3581-0141)へ報告することについて周知していただくとともに、I S I Lその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

物件名・タリバーン関係安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる。

○外務省告示第二百八十四号

平成十五年七月十六号を、含む、第九百八十八号、第九百八十九号及び令和八年九月四日に行つた決
定等に基き、設立された各理事会委員会が令和八年九月四日に行つた決
号八（c）、第一千三百九十号2（a）、第一千九百八十八号1（a）、第
九百八十九号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次
の五号1（a）に改正する。

令和八年九月十日

外務大臣 茂木 敏充

別表の790・及び798を次のように改める。

(別表)

790. サナウッラー・ガファーリー

SANAULLAH GHAFARI

(original script: ثناء الله غفاری)

国連参照番号: QDi.431

称号: 博士

Dr.

生年月日: 1994/10/28; 1990/5/24

出生地: Mir Bacha, Kot District, Kabul Province, Afghanistan

別名: シャハブ・アル・ムハジル博士; シャハブ・ムハジェール; シャハブ・モハジール; シャハブ・マハジャール; シハブ・アル・ムハジール; シハブ・ムハジェール; シハブ・モハジール; シハブ・マハジャール

Dr. Shahab al Muhajir; Shahab Muhajer; Shahab Mohajir; Shahab Mahajar; Shihab al Muhajir; Shihab Muhajer; Shihab Mohajir; Shihab Mahajar

国籍: アフガニスタン

Afghanistan

旅券番号: アフガニスタン旅券 O1503093 (アフガニスタンの Kabul にて 2016 年 8 月 25 日発行、2021 年 8 月 25 日失効)

住所等: Afghanistan (2021 年); Kunduz, Afghanistan (以前のもの)

リスト掲載日: 2021 年 12 月 21 日 (2024 年 4 月 25 日及び 2026 年 9 月 4 日に改訂)

その他の情報: イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン(ISIL-K)(776. に指定した団体)の指導者。情報技術の専門家。父の名前は Abdul Jabbar。祖父の名前は Abdul Ghaffar。写真はインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク: <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

798. アブバカ・スワレ

ABUBAKAR SWALLEH

国連参照番号: QDi.436

生年月日: 1992/1/13; 1993/3/16

出生地: Mengo, Uganda

別名: アブバカ・スワレ; トム・キユリゲ; アイザック・ムペタ

ABUBAKER SWALEH; TOM KIYURIGE; ISAAC MUPETA

国籍: ウガンダ共和国

Uganda

旅券番号: ウガンダ旅券 A00195974 (2029 年 12 月 16 日に失効)

身分登録番号: ウガンダ ID 番号 CM920231090NZA; ザンビア ID 番号 Z15105123 (2020 年 8 月 5 日発行、1993 年 5 月 9 日、ザンビアの Lusaka 生まれの Isaac Mupeta 名義として登録番号

102523/29/1 を用いて不正に取得された)

住所等: Luzira Prison, Luzira, Kampala, Uganda

リスト掲載日: 2025 年6月 16 日(2026 年8月 14 日及び9月4日に改訂)

その他の情報: イラクのアル・カーイダ(453. に指定した団体)として掲載されている ISIL に対して、またはその支援として、資金、物資もしくは技術支援または資金その他 のサービスを提供。同人は 2018 年以降、ISIL の仲介者として、東部及び南部アフリカ において、資金提供や物流支援、勧誘を含めて ISIL を支援してきた。電話番号は+963936016952。性別は男性。写真は INTERPOL・国連安全保障理事会特別手配書 に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク: <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2025-47413>

国家公安委員会告示（3条関係・変更）件名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件

○国家公安委員会告示第四十一号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年九月十日

国家公安委員会委員長 赤間 一郎

1 名簿記載者公告番号QI-303（サナウッラー・ガファーリー（SANAULLAH GHAFARI）

（original script: شَاءَ اللهُ غَفَارِي）

(1) 変更前

住所 (a)Afghanistan (2021) (b)Kunduz, Afghanistan (previous)

名簿に記載された年月日 2021年12月21日（2024年4月25日に改訂）

(2) 変更後

住所 (a)Afghanistan (2021年) (b)Kunduz, Afghanistan (以前のもの)

名簿に記載された年月日 2021年12月21日 (2024年4月25日及び2026年9月4日に改訂)

2 名簿記載者公告番号QI-308 (アブバカ スワレ (ABUBAKAR SWALLEH))

(1) 変更前

名簿に記載された年月日 2025年6月16日 (2026年8月14日に改訂)

その他参考となるべき事項 イラクのアル・カーイダ (QE-48) として掲載されているISILに対して、またはその支援として、資金、物資もしくは技術支援または資金その他のサービスを提供。同人は2018年以降、ISILの仲介者として、東部及び南部アフリカにおいて、資金提供や物流支援、勧誘を含めてISILを支援してきた。電話番号は+963936016952。性別は男性。ID番号：ウガンダ国民IDカード CM920231090NZA。写真はINTERPOL・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-U-N-Notices-Individuals#2025-47413>。

(2) 変更後

名簿に記載された年月日 2025年6月16日 (2026年8月14日及び9月4日に改訂)

その他参考となるべき事項 イラクのアル・カーイダ (QE-48) として掲載されているISILに

対して、またはその支援として、資金、物資もしくは技術支援または資金その他のサービスを提供。同人は2018年以降、ISILの仲介者として、東部及び南部アフリカにおいて、資金提供や物流支援、勧誘を含めてISILを支援してきた。電話番号は+963936016952。性別は男性。ID番号：(a)ウガンダID番号 CM920231090NZA (b)ザンビアID番号 Z15105123 (2020年8月5日発行、1993年5月9日、ザンビアのLusaka生まれのIsaac Mupeta名義として登録番号102523/29/1を用いて不正に取得された)。写真はINTERPOL・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2025-47413>.